

〔問〕

昭和 42 年度 (問題)

次の 6 問のうち、1, 2, 3 または 4, 5, 6 のいずれか一方の組を選んで解答せよ。

1. 危険準備金につき、以下に 3 つの対立する意見を記した。これらの適宜の組合せ(例、  
i) ①, (ii) ②, (iii) ③) に準拠して所見を展開せよ。
  - (i) ① 危険準備金は異常死亡もしくは生存の危険に備え、死亡率にのみ関連して設定される。
  - ② 危険準備金は現状より広義に解釈すべきであり、例えば 86 条準備金や、解約返戻金計算基礎率と実際責任準備金計算基礎率との差に基づく部分などもこれに含めて考えなければならない。
  - (ii) ① 事業の発展拡大に伴い、危険準備金は漸次減少させていって差支えない。
  - ② 事業の発展拡大に伴い、危険準備金はますます充実してゆかなければならない。
  - (iii) ① 契約が消滅したとき、危険準備金は不要であるから、これを契約者に配当すべきである。
  - ② 危険準備金は、契約の世代を超えて保有さるべきであり、配当の対象となりえない。
2. 契約者配当の決定にあたり、生命保険事業(または共済事業)の金融機関としての社会的影響を考慮した場合に、どのような配慮が必要であるか。
3. 次のア、イのうち 1 問を選択して答えよ。
  - (ア) 営業保険料に組込まれた予定事業費の総枠(収入保険料ベースによる)に対する実際事業費の割合によって生命保険会社の事業費に関する効率を見る場合に注意すべき点を説明せよ。
  - (イ) 農協共済における契約の普及体制について現状の問題点を指摘し、その将来について論ぜよ。
4. 信託経営の観点から年金信託の位置づけを行なえ。

〔問〕

5. 厚生年金保険の今後の改正の方向を予測し、厚生年金基金の立場からこれに対する対策を考えよ。
6. 大企業の適格年金、調整年金採用の動向から、両者の制度上の長短を比較し、かつ、大局的見地から両制度の今後の改変の方向を予測せよ。

## 昭和42年度 (解答)

### 1. [解答例]

以下の解答においては、設問(i)⑥ (ii)⑥ (iii)②の組み合わせを主題とするが、この種の対立する見解にあって、いずれか一方に偏した議論を展開することは、必ずしも当を得たものとはいえないので、適宜折衷的所見を加えることとする。

(i) 保険料は将来の動向を予見して、多少ゆとりをとりつつも合理的に算定される。しかし、その計算基礎には偶然的な異常事態は考慮されていないとみるべきであろう。この異常事態が発生した場合でも、保険契約の完全履行を可能ならしめ、生命保険が長期契約としての特性のゆえにありうるあらゆる災厄に堪えて保険金支払の責務を可能な限り遂行せしめその損失を填補するため、常時準備されているところに危険準備金の存在意義がある。

この発生しうる異常事態が何であるかを明確にすることが本題の主眼になるのである。従来、算出方法書上、決算時死差益の5%以上を危険準備金に繰り入れることが定められていることから、危険準備金は異常死亡のみに限定して考えられていたとみることも否定できない。しかし、これは余りにも狭義な解釈であり「危険を填補」する目的から遠い。すなわち、今日では保有件数の増大は十分に大数の法則の成立することを実証し、また、かつてのペストやコレラのような異常死亡を今後に想定することは医学の進歩、社会開発の伸展からみて、全くナンセンスにすぎないといえる。

一方、生保会社はもはや金融機関の一つとして、国民経済の構造的な中軸にゆるぎない地位を確保しつつある。同時にひとり生保分野内のみの経営競争に憂身をやつす時代は過ぎ、広く国内の対境関係からさらには世界的規模への経営拡大競争まで意識せざるを得なくなると考えられる。

前述異常事態の損失填補の概念はかくして極めて広範囲な経営全般にわたる、いわゆる経営体質の強化に振り向けられねばならない。すなわち問題(i)は⑥をとる所以である。

なお、危険準備金という現行名称と上述の定義域の差を如何にバランスシートもしくは損益書式上に反映せしめるかは、将来の課題であるが、先に団体定期保険の危険準備金は、配当平衡準備金として取り扱おうようにすることが妥当であると答申(昭和42年12月)したアクチュアリー委員会の決定は、その意図する処が上述所論と矛盾する

ところはなく、危険準備金を広義にとるアクチュアリー解釈の一步前進と理解するものである。

- (ii) 危険準備金の累積限度を合理的に定めることは困難である。危険準備金が零であっても異常危険さえなければ経営は安泰である。一方、これが厚ければ厚いほど経営は安定強固なものとなる。しかし、生命保険会社は、概算保険料の精算として、剰余金の大部分を配当する以上、危険準備金として留保するにも自から一定の限度が設けられねばならない。

会社の安定性からは危険準備金は多い方がよく、上述所論から経営規模の増大とともにこれを強化しなければならないことは明らかであるが、このため配当が減少することは経営政策上妥当ではない。従って、業界、経済界の動向等を勘案しつつ、危険準備金の合理的水準を設定することが望ましい。このとき、会社経営の長期安定性が絶対に保持されるよう広義の危険準備金を考慮することが必須条件であることは言を俟たない。

すなわち、危険準備金は年々着実に充実させてゆくことを基本原則とするべきであり、目先の利害を第一として配当に余分にふりむけるなどは厳に慎むべきである。

なお、団体定期保険等、主として超過死亡危険のみに対応する狭義の危険準備金は事業の発展とともに相対的に減少することは明らかであるが、予定死亡率に何をを用いるかの動向に極めて大きく作用されるものである。経験死亡率の実際の適用に当って最も考慮されねばならない重大問題であろう。

また、海外旅行者保険などの局所分野に関する危険準備金については、数学的危険論の展開が必要であり設問(ii)のいずれに帰するかは本格的な破産確率論に依るので、ここでは論及しない。

- (iii) 危険準備金は剰余金の一部を年々積み立てたものから成り立ち、本来契約者に還元すべきものが留保された結果であるとみるのが一応正当であろう。従って、契約の消滅時には危険準備金のうちその契約に対応する持分を配当すべきであるという、いわゆる Asset Share の考え方が生ずる。

このとき、危険準備金のどの部分が配当の対象となるかは議論の分れるところであるが、(i)(ii)の所論の主旨から Asset Share の全額が配当されるべきであるという見解は生じない。すなわち、異常危険の準備のために蓄えんとする概念自体が既に超世代的な感覚から発想されるものであり、その契約の属する世代のみに限定された準備とすることはできないからである。例えば異常死亡危険は現今にあっては世

代を超えて考えられねばならないし、また、経済、社会の変革は一世代の内側のみで考えることは許されない。

現実的には、Dividend Scale として、ある程度 Graduate された実行配当と、期間的な損益とのアンバランスを修正する程度の調整をもって消滅時もしくは適宜の時に配当として還元するのが最も妥当であると考えられる。

## 2. [論点例]

1. 生命保険事業の金融機関としての社会的影響を考慮するとき、なにを差置いても必要とされることは事業の信用の維持である。この観点から配当面の競争が事業の信用を維持する上において支障となるか否かを明快に答えること。
2. 配当面の競争を単に業界内部の問題としてとらえるか、あるいは広く国の金融政策と関連させてとらえるべきかを明らかにすること。
3. 契約者配当金全体を問題としているのか、あるいは利差配当にだけ問題を限るべきかを明らかにすること。
4. 具体的には、契約者配当(あるいは利差配当)決定に当り銀行、信託等の隣接業界とのバランスを考慮すべきか否か。また、業界内部において会社間の差異をどの程度まで認めるべきであるかを答えること。
5. 次に事業の信用を長期に渉って維持するためには、適切なる内部留保の横上げによって企業の体質を強化することが必要であると思われるが、内部留保の適切なる度合とはどの程度のものであるかについて意見を述べるのが望ましい。その際、競争の抑制を主張する論者によっては、その結果により一部の会社に発生すると思われる必要以上の内部留保の処分法について意見を述べる必要がある。
6. 配当方式のいわゆる好ましい性格である公平性、大衆性、または安定性等については生命保険事業の金融機関としての性格に由来するものであるか否かを吟味した上で触れるのでなければこの問題の解答としては意味をなさない。

## 3. ア. [論点例]

1. 対粋事業費率のごとき経営効率は、これを今後の会社の経営の中に生かして使えるのでなければ、ことさらに収上げる意味がない。
2. 従って一会社の中で年々の対粋事業率の動きを比較する場合は、大きく言って前年

度に対する改善の割合を

- イ. 事業費節減の効果によって生じた部分
- ロ. 新契約の量の変化によって生じた部分
- ハ. 種類間占率の変化によって生じた部分

等に分解し、また、この効率にかく乱的な変化を与える特殊な原因がその年度に無かったかどうかをチェックする必要がある。

3. 対称事業費率を会社間で比較する場合、新契約の量や種類間占率等が大同小異でも、各保険種類ごとに組込まれている付加保険料が違っていることがあり、その補正を行わないで単純に比較すると優劣を見誤まることがあるので特に注意を要する。
4. 一般的に言って対称事業費率は経営規模の拡大に応じて逡減する傾向がある。従って会社間比較を行う場合、各社の規模との見合いで率の比較を行うことも必要である。

#### 1. [ 論点例 ]

##### 1. 現状認識に誤りがないこと

- 農協共済における契約普及体制の現状が把握され、生保、簡保の募集体制との比較がなされていること
- 農協共済における法的規制、行政監督等についての認識が誤っていないこと
- 保険思想の普及に対する寄与について触れていること

##### 2. 問題点が諸事情との関連において把握されていること

- 農業、農村人口の動き等、農協活動の現状、農民に対する保障の現状とあり方などからみて、農協共済の目指すべきものと普及体制の問題点が指摘されていること
- 普及についての教育研修について述べられていること

##### 3. 所信が述べられていること

- 現状と問題点についての所信と将来への示唆が述べられていること

#### 4. [ 論点例 ]

- (1) 本格的な信託業務であり、主要商品の一つとして育成すべきものである。
- (2) 採算の点からは、年金信託固有勘定の信託報酬のみで、累積赤字の解消は可能である。

将来の収益見直しは、今後の信託報酬率の推移にもからむことであり、予測は困難である。

- (3) 最も重要なことは、年金信託を企業との総合取引の一環として把握することであり、収益面もこの観点から眺める必要がある。
- (4) 長期的信託経営の立場から、景気動向に左右されない安定的資金吸収源たりうること、さらには社会保障の充実とともに予想される個人の貯蓄性向の低下を代替するものとしての重要性が、再認識されねばならぬ。

#### 5. 【論点例】

- (1) 厚生年金の今後の改正はスライド制との関連において進められよう。
- (2) 厚生年金基金に直接関係する報酬比例部分の改正については、最終数年平均報酬比例制、Point System 等が話題に上っている。

当面現状では標準報酬頭打ち限度額の引き上げによるコスト増の吸収が必要となろう。

- (3) 間接的には定額部分の水準が報酬比例部分とのバランス上どのように推移するかも基金の将来に影響する。
- (4) 厚生年金の改正は、結果的にどのような型態をとるにしろ、重複する企業の退職給与との調整が促進されるような方向を前提としてはじめて成立するものであり、基金サイドにおいてもこの面における受入態勢（特に労使間の話し合いを通じて）の整備が急がれる。

#### 6. 【論点例】

- (1) 適格年金は年金積立金に対して退職給与引当金相当の税的優遇を与える趣旨から出たものであり、調整年金は公的年金充実の一翼を荷うものとして発想されたものであるため、制度設計上、税制上両者間にはかなりの差がある。
- (2) 制度設計面では、社会保障的制約の強い調整年金に比し、適格年金がより弾力に富む。税制面では、特別の法人税、従業員掛金の社会保険料控除の取扱い等調整年金がより優遇されている。
- (3) 別途、調整年金採用にあたっては、代行保険料の相対的高低が判断の基準となる。
- (4) 制度創設時の上記の差異は、現実問題として、年金制度採用を希望する企業の立場からは全く無意味であり、制度設計上より弾力的な形において一本化されることがのぞま

しい。

(5) 特に今後のすう勢として退職給与の年金化が一層促進される情勢にあるところから、早期にこの一本化を通じて調整年金の意図する調整機能が実効あるものとなることを期待したい。